

平成24年度 一般会計補正予算などを可決

12月定例会の概要

12月10日～12月26日の17日間

会期中の主な動き



- 条例案検討会の開催
 - 中小企業振興に係る条例案検討会
(写真左)
..... 12/19
 - 特別委員会の開催
 - 東南海・南海地震等対策特別委員会
..... 12/25

一般質問議員 14人

12月17日(月)	12月18日(火)	12月19日(水)
藤山 将材 多田 純一 谷口 和樹 雜賀 光夫	坂本 章浩 片桐 英樹 松坂 太史 濱口 弘彦	登 中村 奥立 岩田

海南省では浮上式津波防災堤防の建設が進んでおり、この事業は国直轄事業であり、「海南市と地元企業もお金を出して地元の熱意を示す」という考え方をおかしいのではないか。

答 海南省では浮上式津波防災堤防の建設が進んでおり、この事業は国直轄事業であり、「海南市と地元企業もお金を出して地元の熱意を示す」という考え方をおかしいのではないか。

問 県は、南海トラフ巨大地震等を想定し、紀ノ川橋梁の安全性、耐用性について再検討・調査するよう南海電鉄に要請してもらいたい。

答 南海電鉄は、県で今後策定する被害想定を受け必要的な対策を講じることになるが、県としては南海電鉄に対し、その想定に基づく耐震性能診断を行い、耐用性において強化工事や定期検査が行われており、橋梁の安全が確認されないと理解している。鉄道事業者に対し県は、災害時の利用者の安全を最優先に考えた万全の対策を講じるよう求めていく。

南海本線紀ノ川橋梁の安全性等

12月定例会の主な質問とこれに対する知事や関係当局の答弁は、下記のとおりです。(要約抜粋)

問 海南省では浮上式津波防災堤防の建設が進んでおり、この事業は国直轄事業であり、「海南市と地元企業もお金を出して地元の熱意を示す」という考え方をおかしいのではないか。

答 3連動地震による津波により海岸部に集積している企業等に大きな被害が想定されたことから協力の申し入れがあったものであります。県が国へ事業化の要望をする際に配慮する事項の一つであると考えている。県としては、海南地区の津波対策事業を全体としてうまく進めていくためによい方法であると認識している。



答 中日本高速道路㈱管理の笹子トンネルは、2枚の天井板を中心の金具でつり、左右の受け台に固定する構造で、紀見トンネルは、左右の受け台にしっかりと天井梁を渡し、それを左右各2枚の金具でつた上で梁の間に天井板を設置する構造となっています。今後も定期点検を実施して必要な修繕を行うとともに、換気装置の維持管理の観点から天井板の撤去の可能性も検討していく。

問 台風12号による被災から1年に堆積した大量の土砂や流木・倒木が目につく。特に三重県側の早期対応を望みたいが、どのような働きかけをしているのか。

答 熊野川の三重県側の道路灾害復旧工事はこれからではあるものの、平成25年度中に完成し、その後、河川内の土砂も一部撤去されると聞いている。堆積土砂や流木・倒木の撤去は、治水面、景観面からも当然必要であるので、今後も、国・県・流域市町村が集まる場等、様々な機会を通じて強く働きかけ、努力していきたい。



ゆら早生

問 ここ10年ほど、ミカン価格は安値安定の傾向が続いている。本県産ミカンの販売価格の現状をどう考えているか。

答 平成24年産ミカンの生産量は前年度比88%の16万トンを見込み、価格は、極早生、早生、中生を合わせて12月14日までの平均でキロ当たり19.6円と、再生産価格を下回っている。県では、極早生の不良系統を「ゆら早生」や「田口早生」などの優良なオリジナル品種に改植を推進しており、これら品種の産地拡大を通じて市場価格の向上を図っていく。

ミカンの安値対策

問 本県では、生産面での対策に偏りがちな国の農政とは一線を画した取組を進めるべきであるが、構造がどう違うのか。また、安心・安全の確保のため、将来的には天井板を撤去してはどうか。

答 中日本高速道路㈱管理の笹子トンネルと紀見トンネルは類似構造のことであるが、構造がどう違うのか。また、安心・安全の確保のため、将来的には天井板を撤去してはどうか。

農業への基本姿勢

安心・安全の確保

防災・復旧・復興

道路

農林

福祉

救急患者の受け入れ

現在、2次・3次機能を持つ医療機関でも相当数の救急患者を受け入れているが、次期保健医療計画ではどう考えているのか。

答 症状の軽い人には、地域の開業医の紹介、子ども救急相談ダイヤルによる適切な診療の働きかけにより、救急医療体制の堅持に取り組んでいる。次期保健医療計画においても、救急患者の症状に応じて医療機関が役割分担し連携して救急医療を提供できる体制づくりを推進するとともに、県民にも救急医療を正しく利用してもらうよう啓発していく。



福祉施設への行政処分

問 県が行った介護老人福祉施設等への行政処分について、その経過はどうか。

答 平成23年8月の実地指導で、県が行なった介護老人福祉施設等への行政処分について、その経過はどうか。

答 平成23年8月の実地指導で、県が行なった介護老人福祉施設等への行政処分について、その経過はどうか。

答 基本的な施設サービスに加え、付加的な機能訓練を行う場合に算定できる個別機能訓練加算の要件に疑義が生じた。そのため関係書類の提出を求めたところ、不整合が見つかったため、本年7月に監査に切り替え、書類の精査や職員からの聴取を行った。その中で、常勤専従の機能訓練指導員を配置せず、他の業務に従事している職員に兼務させて個別機能訓練加算を不正に請求したことや訓練実績の記録は虚偽であることが判明し、11月に行政処分を行った。